

## 遺族補償など

組 合 名	内 容																																																							
朝日	<p>① 勤続 10 年以上定年退職給の一時払い（分割支給の場合は配偶者へ）</p> <p>② 勤続 15 年、50 歳以上（勤続 25 年以上は終身）年金の半分を妻へ</p> <p>③ 遺児育英年金</p> <p style="margin-left: 20px;">① 満 15 歳到達の年度末（中学卒業まで） 月額 32,000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">② 満 16 歳到達の年度から満 23 歳到達の年度末まで 月額 48,000 円</p> <p style="margin-left: 40px;">ただし、②は就職等で収入が生じた場合、支給を停止する。</p> <p>④ 業務上死亡の特別弔慰金</p> <p style="margin-left: 20px;">① 独身者 2,700 万円</p> <p style="margin-left: 20px;">② 配偶者のみまたは遺児 1 人 3,300 万円</p> <p style="margin-left: 40px;">以後、遺児 1 人につき 200 万円を加算。</p> <p style="margin-left: 40px;">遺児は扶養手当対象者に限る。</p> <p>⑤ 在職死亡弔慰金</p> <p style="margin-left: 40px;">5 年まで 390 万円</p> <p style="margin-left: 40px;">5～10 年 530 万円</p> <p style="margin-left: 40px;">10～20 年 880 万円</p> <p style="margin-left: 40px;">20 年以上 1,100 万円</p> <p style="margin-left: 40px;">ほかに供花一律 10 万円</p>																																																							
毎日	<p>① 勤続 3 年以上の業務外死亡、本給の 3～50 カ月分を妻、子、父母に支給</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">勤続</th> <th style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">40 歳まで</th> <th style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">41～45 歳</th> <th style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">46～50 歳</th> <th style="padding: 5px;">50 歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">3</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">3</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">4</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">5</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">5</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">6</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">8</td></tr> <tr><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">10</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">8</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">9</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">11</td></tr> <tr><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">13</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">10</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">11</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">12</td><td style="text-align: center;">13</td></tr> <tr><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">15</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">12</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">13</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">14</td><td style="text-align: center;">15</td></tr> <tr><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">19</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">20</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">21</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">22</td><td style="text-align: center;">24</td></tr> <tr><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">20</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">22</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">23</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">25</td><td style="text-align: center;">27</td></tr> <tr><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">22</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">26</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">28</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">31</td><td style="text-align: center;">34</td></tr> <tr><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">25</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">23</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">38</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">42</td><td style="text-align: center;">46</td></tr> <tr><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">26</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">36</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">42</td><td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">46</td><td style="text-align: center;">50</td></tr> </tbody> </table> <p>② 業務上死亡は特別弔慰金 2,300 万円</p> <p>③ 業務外死亡弔慰金</p> <p style="margin-left: 20px;">10 年未満 400 万円</p> <p style="margin-left: 20px;">10 年以上 700 万円</p> <p style="margin-left: 20px;">20 年以上 1,000 万円</p>	勤続	40 歳まで	41～45 歳	46～50 歳	50 歳以上	3	3	4	5	6	5	5	6	7	8	10	8	9	10	11	13	10	11	12	13	15	12	13	14	15	19	20	21	22	24	20	22	23	25	27	22	26	28	31	34	25	23	38	42	46	26	36	42	46	50
勤続	40 歳まで	41～45 歳	46～50 歳	50 歳以上																																																				
3	3	4	5	6																																																				
5	5	6	7	8																																																				
10	8	9	10	11																																																				
13	10	11	12	13																																																				
15	12	13	14	15																																																				
19	20	21	22	24																																																				
20	22	23	25	27																																																				
22	26	28	31	34																																																				
25	23	38	42	46																																																				
26	36	42	46	50																																																				

組 合 名	内 容																									
	<p>④ 遺児養育手当（業務上、外）22歳未満の遺児1人につき1カ月30,000円 ただし、22歳に達した場合と10年を越えた場合は打ち切る。 22歳まえに10年になった場合は22歳までの残りの月数に7,000円をかけて一時支給。</p> <p>⑤ 業務中、および社内での在職死亡は500万円の弔慰金を加算</p>																									
読売	<p>① 業務上死亡弔慰金</p> <table border="1" data-bbox="542 593 1308 884"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>勤続5年未満</th> <th>勤続5年以上10年未満</th> <th>勤続10年以上20年未満</th> <th>勤続20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1,600万円</td> <td>1,700万円</td> <td>1,800万円</td> <td>1,900万円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>2,000万円</td> <td>2,100万円</td> <td>2,200万円</td> <td>2,300万円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>2,300万円</td> <td>2,400万円</td> <td>2,500万円</td> <td>2,600万円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>2,600万円</td> <td>2,700万円</td> <td>2,800万円</td> <td>2,900万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>他に配偶者50万円、18歳未満遺児1人25万円加算</p> <p>② 危険取材死亡は、在職死亡の項を適用のほか、現行の危険取材見舞金〔本俸＝（組合平均本俸を最低保障）の150倍のほか1人150万円（最高600万円）〕</p> <p>③ 勤続25年以上、非職給の80%、10年以上非職給の50%を配偶者、子、父母へ</p> <p>④ 厚生会育英資金（在社中死亡） 大9,000 高8,000 中・小7,000</p> <p>⑤ パイロットなど団体傷害保険掛金の半分社負担 死亡500万円</p> <p>⑥ 一般在職死亡弔慰金 勤続5年未満 300万円 〃 5年以上10年未満 500万円 〃 10年以上20年未満 700万円 〃 20年以上 1,000万円</p>	区 分	勤続5年未満	勤続5年以上10年未満	勤続10年以上20年未満	勤続20年以上	①	1,600万円	1,700万円	1,800万円	1,900万円	②	2,000万円	2,100万円	2,200万円	2,300万円	③	2,300万円	2,400万円	2,500万円	2,600万円	④	2,600万円	2,700万円	2,800万円	2,900万円
区 分	勤続5年未満	勤続5年以上10年未満	勤続10年以上20年未満	勤続20年以上																						
①	1,600万円	1,700万円	1,800万円	1,900万円																						
②	2,000万円	2,100万円	2,200万円	2,300万円																						
③	2,300万円	2,400万円	2,500万円	2,600万円																						
④	2,600万円	2,700万円	2,800万円	2,900万円																						
日経	<p>① 業務上死亡の際の弔慰金については、死亡の原因、状況および本人の経歴等を勘案の上、別途考慮するが、その額は1,600万円を下回らないものとする。</p> <p>② 退職金とB年金の割合＝業務上100% 業務外50%</p> <p>③ 労使拠出制による遺児年金</p> <p>④ 受給資格および支給内容 19歳未満の子（胎児含む） 月額50,000円 満23歳になるまで 19歳以上23歳未満の子 一時金240万円 配偶者（23歳未満の子がない場合） 月額20,000円 10年間 父または母（子、配偶者がいない場合） 月額20,000円 10年間</p> <p>⑤ 互助会加入者の負担 （職能給・年齢給・配偶者手当・子手当・親手当の合計額）×1/1000。会</p>																									

組 合 名	内 容																																										
	<p>社は同額拠出する。</p> <p>④ 在職死亡弔慰金</p> <p>勤続5年未満 300万円</p> <p>〃 5年以上10年未満 350万円</p> <p>〃 10年以上20年未満 400万円</p> <p>〃 20年以上30年未満 500万円</p> <p>〃 30年以上 600万円</p> <p>家族加算制度 配偶者 100万円</p> <p>子女1人につき 50万円</p> <p>⑤ 遺族補償 平均賃金の1,000日分</p> <p>⑥ 葬祭料 〃 60日分</p>																																										
共同	<p>(A)① 遺族補償</p> <p>① 一時金 一律1,900万円+本給36カ月+配偶者200万円</p> <p>その他1人につき100万円</p> <p>② 弔慰金 本給6カ月分</p> <p>③ 社長香料 20万円</p> <p>④ このほか社規定により</p> <p>(a) 弔慰金(基準給3カ月)</p> <p>(b) 死亡退職一時金</p> <p>(c) 死亡一時金</p> <table border="1" data-bbox="434 1245 1430 1581"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年未満</th> <th>10年以上 15年未満</th> <th>15年以上 20年未満</th> <th>20年以上 25年未満</th> <th>25年以上 30年未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>35歳以上40歳未満</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40歳以上45歳未満</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>900</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45歳以上50歳未満</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>900</td> <td>1,000</td> <td>1,100</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>50歳以上</td> <td>800</td> <td>900</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>1,300</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位=万円</p> <p>(d) 退職者賞与が支給される</p> <p>② 社が認定し、国が認定しない場合は①のほかに平均賃金1,000日分</p> <p>③ 遺族子弟育英資金 小・中 5,000 高 7,000</p> <p>(B) 業務外死亡</p> <p>① 社長香料 20万円</p> <p>② 特別遺族扶助料 配偶者100万円のほか1人につき50万円</p> <p>(注) このほか社規定により</p> <p>① 弔祭料(本給3カ月)</p>		10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	35歳未満	400	500	600				35歳以上40歳未満	500	600	700	800			40歳以上45歳未満	600	700	800	900	1,000		45歳以上50歳未満	700	800	900	1,000	1,100	1,200	50歳以上	800	900	1,000	1,000	1,200	1,300
	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上																																					
35歳未満	400	500	600																																								
35歳以上40歳未満	500	600	700	800																																							
40歳以上45歳未満	600	700	800	900	1,000																																						
45歳以上50歳未満	700	800	900	1,000	1,100	1,200																																					
50歳以上	800	900	1,000	1,000	1,200	1,300																																					

組 合 名	内 容												
	<p>② 弔慰金（基準給3カ月）</p> <p>③ 死亡退職一時金</p> <p>④ 遺族扶助料（基準給3カ月以上）</p> <p>⑤ 退職者賞与</p> <p>(C) 遺児育英資金</p> <p>① 本人 200 円 社 300 円の会費</p> <p>② 遺児または配偶者、父母 23 歳まで（遺族 5 年）</p> <p>③ 月 10,000 円</p> <p>④ 社が発足基金 1,000 万円</p> <p>(注)業務上、外の判断は1年間労使協議。整わねば国の判断</p>												
時事	<p>法定外遺族補助 550～1,250 万円</p> <p>㊦ 一律 1,000 万円</p> <p>㊧ 勤続別 5年未満 100 万円 5～10年 150 万円 10～20年 200 万円 20年以上 250 万円</p> <p>㊨ 扶養別 配偶者 300 万円 子 250 万円 他 100 万円 配偶者と家族1人 750 万円 配偶者と家族2人以上 800 万円</p> <p>(注) 合計で最低 800 万～最高 1,750 万円</p> <p>㊩ 時効 5 年</p>												
東京＝中日	<p>① 業務上死亡は特別遺族補償平均賃金 100 日分と退職金相当額で③を含む最低保障 3,200 万円</p> <p>② 業務外死亡弔慰金</p> <table border="1" data-bbox="587 1550 1002 1848"> <tr> <td>2 年未満</td> <td>基準内 4 カ月</td> </tr> <tr> <td>2 ～ 5 年</td> <td>〃 5 カ月</td> </tr> <tr> <td>5 ～ 10 年</td> <td>〃 10 カ月</td> </tr> <tr> <td>10 ～ 20 年</td> <td>〃 15 カ月</td> </tr> <tr> <td>20 ～ 30 年</td> <td>〃 18 カ月</td> </tr> <tr> <td>30 年以上</td> <td>〃 20 カ月</td> </tr> </table> <p>③ 特別弔慰金（在職死亡） 有扶 500 万円 無扶 250 万円 妻、子 1 人について 100 万円加算</p>	2 年未満	基準内 4 カ月	2 ～ 5 年	〃 5 カ月	5 ～ 10 年	〃 10 カ月	10 ～ 20 年	〃 15 カ月	20 ～ 30 年	〃 18 カ月	30 年以上	〃 20 カ月
2 年未満	基準内 4 カ月												
2 ～ 5 年	〃 5 カ月												
5 ～ 10 年	〃 10 カ月												
10 ～ 20 年	〃 15 カ月												
20 ～ 30 年	〃 18 カ月												
30 年以上	〃 20 カ月												

組 合 名	内 容
日刊工業	業務上死亡 最低 1,000 万円と遺族の生活保障
北海道	<p>[遺族補償]</p> <p>業務上死亡</p> <p>遺族補償 平均賃金 1,000 日分相当額</p> <p>葬祭費は 60 日分相当額</p> <p>[退職手当規定 遺族および育英一時金]</p> <p>私傷病または業務上で死亡退職</p> <p>① 遺族一時金</p> <p>(イ)配偶者 550 万円 (ロ)配偶者はいないが子のいる場合 550 万円</p> <p>(ハ)配偶者、子の該当者はいないが本人の直系尊属、卑属がいる場合 450 万円</p> <p>② 育英一時金</p> <p>(イ)子 1 人につき一律 100 万円 ただし①の(ロ)項の対象となった場合は、本項の一律金は 1 人分減額して支給するものとする。</p> <p>(ロ)在学中の者は、高校卒業までの残余期間を月 1 万円の割合で換算した金額を、それぞれ(イ)に加算する。未就学児については、高校卒業までの全期間換算 144 万円を加算する。</p> <p>③ 特例一時金</p> <p>(イ)勤続期間が 3 年未満の者で、遺族に配偶者または家族手当の受給対象者がいる場合は、基本賃金の 2.6366 カ月分を支給する。</p>
西日本	<p>① 弔慰金 1,000 日分（最低保障 1,000 万円）と遺族見舞金配偶者 100 万円、子女 1 人につき 50 万円、父母のいずれか一方に 50 万円、特別葬祭料 30 万円、労災申請を行い業務外とされた場合も同じ扱いとする。</p> <p>② 勤務 5 年以上、常勤嘱託以上に遺族手当（定年手当と同額）</p> <p>③ 特別弔慰金 勤続 10 年未満 200 万円</p> <p style="padding-left: 40px;">" 10 年以上 300 万円</p> <p style="padding-left: 40px;">" 20 年以上 400 万円</p> <p>④ 遺児育英制度</p> <p>A 対象者</p> <p>我が社従業員（社員、男子嘱託）で、在職死亡した者の遺児のうち、小、中、高校生、高専生、大学生とする。国家資格を取得する看護学校などで、就学年次 2 年以上の専門学校生についても対象とする。</p> <p>ただし、各種資格取得等のためのビジネス専門学校、および大学受験などの予備校生は対象外とする。高校、高専、短大、大学生については、所定の就学年次（大学であれば 4 年間）に限る。留年や大学院進学等による期間延長は行わない。高校卒業後の進学者についての支給は、短大、大学、専門学校のいずれか一つの学校の</p>

組 合 名	内 容
	<p>みとする。また、配偶者が再婚した場合は。支給を打ち切る。</p> <p>本来、制度は新設時点以降の者を対象とするが、制度新設の趣旨に則り今後発生する在職死亡に限らず、過去の在職死亡者の遺児のうち対象就学年次の者については、特例措置として制度発足時点で、有資格者とする。</p> <p>B 育英資金</p> <p>▽ 小、中学生 月額 10,000 円</p> <p>▽ 高校生 月額 15,000 円</p> <p>高専生           "       "</p> <p>短大生           "       "</p> <p>専門学校生       "       "</p> <p>大学生           月額 20,000 円</p>
デーリー東北	業務上死亡 2,000 万円
福島民友	在職死亡弔慰金 労災 一律 200 万円 一般 10 年まで 20 万円
山形	特別弔慰金 5,000 万円
東奥	<p>① 勤続 19 年以上および業務上傷病死は恩給の 2 / 3 (10 年間で以降は 1 / 2)</p> <p>② 勤続 10 年以上 20 年未満の業務外死亡 恩給 1 / 2</p> <p>③ 勤続 5 年以上 19 年未満の業務外死亡は一時扶助料本俸の (5 年の 1.4 ~ 1 年 02 ~ 18 年 4.0) 倍</p> <p>④ 特別弔慰金 2,000 万円 危険伴う取材などは増額することあり</p> <p>⑤ 遺児育英資金</p> <p>A 支給対象</p> <p>死亡時に家族手当の支給該当者である遺児に対し、小学校、中学校、高校、定時制高校の就学期間に支給する。</p> <p>B 支給額</p> <p>中学生 月額 10,000 円</p> <p>高校生 月額 20,000 円</p> <p>C 支給時期</p> <p>恩給、遺族扶助料にあわせて年 4 回</p> <p>D 支給除外</p> <p>恩給受給資格 (勤続 25 年以上) である従業員が死亡した場合は該当させない。</p>
岩手	<p>① 業務上死亡 1,300 万円 ~ 18,000 万円 (下記の合算)</p> <p>② 家族構成 配偶者、扶無 900 万円 配偶者が扶 1 人 1,050 円</p>

組 合 名	内 容																								
	<p>配偶者と扶1人 1,100万円 配偶者と扶2人 1,150万円</p> <p>⑤ 勤務構成 5年未満 400万円 5年以上 450万円 10年以上 550万円 20年以上 650万円</p> <p>② 私傷病在職死亡 配偶者または子のいる場合 200万円 (20年以上 300万円) 無扶 100万円 葬祭料 基準内1カ月</p> <p>③ 遺児育英資金 中学 家族手当の第3子と同額 高校 " 第1子と同額 各種学校・短大・大学 同上</p>																								
河北	<p>① 遺族補償加算 一律 2,000万円</p> <p>② 団体生命保険による特別弔意 20年以上 800万円 20年未満 (嘱託含む) 600万円</p> <p>③ 在職死亡遺児育英 独立していない者に5年間 18歳の2月末まで支給 1人目は配偶者を除く家族手当の1人目相当額 (義務教育終了まで) 2人目以降は子弟の1人目相当額</p>																								
河北仙販	<p>特別弔慰金 団体保険より受けた金額を支給</p> <table border="1" data-bbox="494 1160 1248 1451"> <thead> <tr> <th>号 職</th> <th>金 額</th> <th>号 職</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試用</td> <td>100万円</td> <td>5号</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>300万円</td> <td>6号</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>320万円</td> <td>7号</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>360万円</td> <td>8号</td> <td>650万円</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>380万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	号 職	金 額	号 職	金 額	試用	100万円	5号	420万円	1号	300万円	6号	450万円	2号	320万円	7号	600万円	3号	360万円	8号	650万円	4号	380万円		
号 職	金 額	号 職	金 額																						
試用	100万円	5号	420万円																						
1号	300万円	6号	450万円																						
2号	320万円	7号	600万円																						
3号	360万円	8号	650万円																						
4号	380万円																								
茨城	<p>在職死亡弔慰金 (業務上) 最高 500万円</p> <p>海外出張 2,000万円程度</p>																								
全下野	<p>① 業務上死亡弔慰金 (在職中死亡弔慰金を含む) 2,700万円 配偶者加算 220万円 子女 (3人まで) 110万円</p> <p>② 遺児育英資金 (共済会) 中学 35,000円 高校 40,000円</p> <p>③ 業務上死亡の葬祭料 遺族がない場合 200万円</p> <p>④ 在職中死亡弔慰金 (外勤中、施設内とくに業務上の疑い強い場合 500万円を加算) 5年未満 250万円 15年未満 350万円 25年未満 450万円</p>																								

組 合 名	内 容
	25 年以上 500 万円 配偶者加算 100 万円 扶養親族加算 1 人につき 10 万円
下野印刷センター	<p>業務上死亡 労災保険による遺族補償給付の他に加算金</p> <p>有扶養者 平均賃金相当額×100 日</p> <p>無扶養者 平均賃金相当額×100 日×80%</p> <p>在職死亡弔慰金</p> <p>勤続 20 年以上 4,000 万円</p> <p>勤続 20 年未満 3,000 万円</p>
上毛	在職死亡 平均賃金 90 日分以上
神奈川	<p>① 遺族補償加算 1,000 日分</p> <p>葬祭料 70,000 円+30 日分</p> <p>② 在職死亡弔慰金 5 年まで 100 万円</p> <p>5～10 年 300 万円</p> <p>10 年以上 500 万円</p>
報知	<p>① 業務上死亡 1,000 万円 (有扶 1,100 万円)</p> <p>② 在職死亡 15 年まで 250 万円 (有扶 350 万円)</p> <p>15 年以上 350 万円 (有扶 600 万円)</p> <p>※18 歳未満の遺児 1 人につき 25 万円を加算</p> <p>③ 危険死亡取材 1,200 万円 (有扶 1,300 万円)</p>
スポニチ	<p>① 業務上死亡 特別弔慰金 一律 1,500 万円</p> <p>② 在職死亡弔慰金 10 年まで 50 万円</p> <p>15 年まで 150 万円</p> <p>15 年以上 200 万円</p>

組 合 名	内 容
東日印刷	<p>在職死亡弔慰金</p> <p>① 勤続10年未満 30万円～300万円  勤続10年以上20年未満 40万円～400万円  勤続20年以上 50万円～500万円  休職期間は除外</p> <p>② 遺族加算  配偶者 50万円  扶養家族該当者（1人につき） 25万円  別の規定により遺児育英金を贈る</p> <p>③ 特別加算  イ) 業務による出張、社用外出中または営業活動中の場合  ロ) 会社施設内で勤務中の場合  これに該当する場合、500万円を限度に加算。ただし労災法による業務上認定を受けた場合は支給しない</p> <p>④ 支給範囲、順位は配偶者、子および父母</p> <p>⑤ 該当する遺族がない場合、弔慰金に代え葬祭料として孫、祖父母、兄弟姉妹のうち葬祭を行う者に30万円を贈る</p> <p>⑥ 遺族手当→死亡時の基準給、配偶者手当、家族手当の80%を支給  支給期間→勤続10年未満3カ月間、10年以上20年未満6カ月間、20年以上9カ月間</p> <p>⑦ 弔慰金支給制限  本人または遺族あるいは葬祭を行う者の故意および重大な過失による死亡の場合はすべて支給しない  会社の行う定期健康診断を受診していない場合は支給しないことがある</p>
ジャパンタイムズ	弔慰金 100,000円
新聞協会	<p>業務遂行中の在職死亡見舞金 妻 200万円 子1人につき 100万円</p> <p>在職死亡遺児育英金 小・中 10,000円 高 12,000円</p>
日刊スポーツ	<p>① 業務上死亡の特別弔慰金 1,000日分</p> <p>② 在職死亡中の弔慰金  10年まで 100万円 10年以上 130万円 20年以上 180万円  30年以上 230万円</p>
新潟	<p>① 業務上死亡は遺族補償 1,000万円</p> <p>② 死亡は定年まで勤続したものとして退職金を支給</p>

組 合 名	内 容
	③ 業務外は配偶者 30,000 円 (5 年まで) ~60,000 円(20 年以上)、子 1 人につき 15,000 円を 5 年間支給 (55 歳以後の死亡は 60 歳までの残存期間) ④ 在職死亡の遺族扶助金 800 万円
長野	最高 600 万円の災害保険に加入 掛金平均 2,160 円のうち社員一律 1,000 負担、将来は全額社負担とする
北日本	業務上 2,000 万円+扶養 1 人につき 60 日分 (4 人まで) 業務外死亡の遺族手当 有扶 500 万円 無扶 200 万円
信濃毎日	① 団体生命の社負担 (業務上死亡 100 万円 業務外死亡 50 万円) ② 業務上死亡 2,500 万円 (有扶養 3,000 万円) ③ 通勤は特別の保険をかける ④ 業務外死亡特別弔慰金 有扶 700 万円 無扶 300 万円
福井	① 業務上 700 万円 平均賃金 800 日分 ② 業務外 基本給 240 日分 ③ 遺族手当 (業務内外) 定年予定まで家族手当相当分 ④ 船、航空機の出張は 500~1,000 万円の保険をかけて、労災のほかはこの金が本人に行くようにする
全中経	業務上死亡は特別見舞金をおくる
京都	① 業務上傷病弔慰金 1,200 万円+平均賃金 500 日分で、危険が予想される特別の条件下は、そのつど協議する ② 業務上傷病退職 50% 最低 500 万円 ③ 業務外死亡の特別弔慰金 10 年まで 240 万円   20 年まで 400 万円 15 年まで 320 万円   20 年以上 500 万円 ④ 在職死亡の遺族育英資金 未就学児童 10,000 円 小 15,000 円 中 20,000 円 高 20,000
奈良	特別弔慰金は協議

組 合 名	内 容
神戸デイリー	<p>① 業務上死亡 特別補償 3,000 万円 (上限) 特別弔意金 200 万円 (3 年未満 100 万円) 遺族補償 死亡時の勤続をもって定年に達したものとみなし、定年退職者の年金に準じた年金を遺族に一括払いで支給する。勤続 26 年に達しないときは 26 年の年金を最低補償する。</p> <p>② 通勤途上死亡 特別補償 1,500 万円 特別弔意金 200 万円 (3 年未満 100 万円)</p> <p>③ 一般業務外死亡 弔意見舞金 規定の退職金の 80% 特別弔意金 200 万円 (3 年未満 100 万円)</p> <p>※勤続 5 年以上の社員が在職死亡の場合 遺児育英資金 支給基準・支給期間など細部は家族手当規定を準用、月額を受給資格者 1 人につき、家族手当のその他 3 人目までの月額と同額。</p>
日刊スポーツ西日本	<p>弔慰金 5 年まで 100 万円                      20 年まで 200 万円 20 年以上 300 万円</p> <p>付則 1 定年後嘱託の勤続年数の算定は社員、嘱託全期間を通算する。 2 一般実務職の勤続年数の算定は嘱託時の勤続年数を通算する。</p>
日刊運輸	社員・嘱託の死亡弔慰金 240 万円
中国	<p>① 業務上死亡 3,000 万円 (通勤 2,000 万円 航空・潜水取材 3,500 万円)</p> <p>② 在職中死亡 非職給総額の 50% を一時金、50% を遺族手当として 60 カ月にわたり支給</p> <p>③ 在職中死亡の遺児育英制度 未就学児 12,500 円 小・中学校 15,000 円 高校生 20,000 円 大学生 25,000 円</p> <p>④ 在職中死亡共済 500 万円 (掛金 1,000 円は折半負担)</p> <p>⑤ 特別見舞金 基本給 12 カ月</p>

組 合 名	内 容
山陽	① 業務上死亡 2,000 万円（通勤途上は 1,500 万円） ② 互助会の在職死亡特別弔慰金 3 年まで 84 万円 3～10 年 168 万円 10～20 年 252 万円 20 年以上 336 万円 ③ 遺児育英制度 年間 50,000 円
全徳島	① 育英奨学金（18 歳まで） 小 10,000 円 中 12,000 円 高 15,000 円 大 20,000 円 ② 勤続 25 年以上は年金を支給 ③ 勤続 3 年以上の男子は 5 年間 月 8,000 円支給 ④ 特別遺族補償 業務上災害 1,000 万円+600 日（平均賃金×）、葬祭料 30 日分加算 （法定 5 割増）
四国	① 特別遺族補償（在職死亡） 10 年未満 100 日      20 年未満 200 日 15 年未満 150 日      20 年以上 250 日 ② 死亡弔慰金 勤続 20 年未満              800 万円 〃 20 年以上 30 年未満 1,000 万円 〃 30 年以上および常勤役員 1,200 万円
高知	業務上死亡は遺族補償加算 一律 700 万円に平均賃金の 1000 日分を加算した金額+配偶者平均賃金の 100 日分+扶養 1 人につき 100 日分（ただし、扶養家族加算は 3 人を限度とする）
愛媛	① 業務上死亡は遺族補償 1,000 日分+700 万円 葬祭料 30 日分加算 ② 死亡退職金加算 5 年まで 5 万～30 年以上 30 万円 100 万円を基礎額とする。なお、部長、参事以上は責任、資格給の 20%、その他の 役職員は 30%を算定基準として支給倍率を乗じて支給する。算出額が 50 万円を超 える場合はその額を適用する。 ③ 危険取材補償 死亡 150 万円 通勤時における天災地変（含む火災）も同じ扱い ④ 通勤途上遺族補償 150 日+250 万円 ⑤ 業務外死亡退職者の特別退職金 勤続 20 年未満 300 万円      20～25 年未満 350 万円 25～30 年未満 400 万円      30 年以上 450 万円

組 合 名	内 容
佐賀	① 遺族補償加算 500万円 ② 団体生命（掛金半分社負担）死亡100万円（事故200万円）入院1日1,500円 ③ 在職死亡弔慰金 400万円
長崎	① 業務上死亡 最低1,000万円と遺族の生活補償 ② 休職期間中の在職死亡は残余の休職期間の基本給を保障 ③ 教育補助金 義務教育期間3,000円
大分合同	平均賃金1,000日+一律500万円
南日本	① 明らかに職務に際するもの（殉職）＝会社の管理監督下あるいは、指揮命令によつて職務の遂行中に起こった災害、疾病 イ) 弔慰金 本給と家族手当の合計金額の50カ月+500万円 ただし、2,500万円に満たない場合は、2,500万円を支給する。また、配偶者には100万円を加給する。 ロ) 特別功労金 退職金の20%相当額を支給する。 ハ) 葬祭料 社葬と私費用は会社が負担する ニ) 香典 10万円 ホ) 遺児育英制度 ④の通り ② I 職務に関連するもの＝①には該当しないが、職務を遂行する目的を持って行ったことが、重要な原因と見られる災害、疾病 II 通勤災害＝明らかに通勤に際しての事故、災害 (ア) 弔慰金 本給と家族手当の合計額の30カ月+300万円 ただし、1,500万円に満たない場合は1,500万円を支給する。また、配偶者には100万円を加給する。 (イ) 特別功労金 ①と同じ (ウ) 葬祭料 本給の3カ月相当額 (エ) 香典 ①と同じ (オ) 遺児育英制度 ④の通り ③ 職務に関連しないもの（私傷病、事故、災害） イ) 弔慰金 本給と家族手当の合計額の20カ月+200万円 ただし、勤続5年以上の者については1,000万円に満たない場合は、1,000万円を支給する。また配偶者には100万円を加給する。 ロ) 特別功労金 退職金の10% ハ) 葬祭料 ②に同じ ニ) 香典 ①に同じ ホ) 遺児育英制度 ④の通り

組 合 名	内 容
	④ 遺児育英制度 ⑤ 未就学児、義務教育=児童1人について月額10,000円を支給する ⑥ 高校以上=高校、高専、短大、大学および学校教育法に基づく専修学校、職業訓練学校などの遺児については、それぞれの各級の学校に適用されている「日本育英会」の支給基準を準用して支給する。なお、年齢については各級の正規修業年齢までとする
宮崎	① 業務上死亡 弔慰金 基本給+家族手当の50カ月+500万円（最低保障2,500万円） ② 遺族見舞金 配偶者200万円、子女は大卒まで家族手当支給 他に協議して決めた者 100万円 ③ 葬祭料 基本給+家族手当の4カ月+50万円（最低保障200万円） ④ 特別功労金 1年につき8万円（定年の倍） ⑤ 業務外死亡 弔意見舞金15カ月+50万円（最低保障800万円） 葬祭料 3カ月+50万円（最低保障150万円）
琉球	1. 業務上死亡 基本給36カ月+1,000万円+200万円（配偶者）+50万円（扶養1人につき）+葬祭費（平均賃金の60日分） 2. 業務外死亡 基本給 1,000日分
沖縄タイムス	① 遺族補償 2,000万円 葬祭料50万円 ② 在職死亡 有扶300万円 無扶150万円
秋田魁	1. 業務上死亡 1,500万円 2. 特別弔慰金 5年まで30万円 10年まで50万円 20年まで80万円 20年以上100万円
福島民報	① 業務上死亡 1,500万円 ② 在職死亡弔慰金 理事50万円 参事40万円 社員30万円 他20万円 ③ 遺族手当 妻に毎年20万円ずつ、5年で計100万円
産経	1. 特別弔慰金（この場合、普通弔慰金はこれに含む） 勤続10年以上で死亡した場合、在職中の功労、遺族の家族構成と生活の見通し、死亡の原因など勘案して支給 一般死亡100～300万円 業務上死亡1,000～1,500万円 2. 遺児育英資金（組合も3分の1を拠出）大学まで15,000円～20,000円
熊本	特別弔慰金 500万円

